

本欄第179回（2022年3月号）の「税制用語の翻訳の楽しみ」で、筆者が「デジタル・セーフティネット」という造語を作り、その実現に向けてさまざまな発信をしているということを書いた。その後このコンセプトについて、デジタル庁の議論で進展があったので、以下述べてみたい。

筆者が考えるデジタル・セーフティネットのコンセプトは、欧米で行われているように、マイナンバー制度を活用して、雇用者（サラリーマン）、フリーランス、ギグワーカーなどの正確な所得情報を入手し、それを社会保障官庁や地方自治体と情報連携し、国民が安心して働けるためのセーフティネット（制度）を構築するということである。

そのために必要な条件は、まずは「情報入手」、つまりフリーランスやギグワーカーの所得情報を調書として入手する法定調書制度の拡充である。次に「情報連携」、つまり国税当局が入手した法定調書のうち

の所得情報を、社会保障官庁や地方自治体が包括的に活用できるようにすることである。最後に「制度設計」、つまり国民が安心して生活できるようなセーフティネットの構築である。

筆者が参加する「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」第5回（令和4年8月25日）に提出された「マイナポータルAPI（情報取得系）の現在地と将来像」の10ページに、「社保税OSSの全体像とデータポータリティ」という表題の資料がある。ここには、法定調書をクラウドで提出する「民間クラウド」（認定クラウド）を活用し、そこに集まる情報（データ）を各行政機関が参照するというコンセプト図が描かれている。

「民間（認定）クラウド」は、国税庁告示で定める要件に適合する旨国税庁長官の認定を受け

たクラウドサービスで、令和4年1月から運用が開始され、多くの企業の活用が期待されている。

今後、フリーランスについては仕事の発注元・報酬の支払元から、ギグワーカーについては仲介プラットフォームから、支払金額などのデータを「民間（認定）クラウド」に提供させるよう法定調書制度の拡充を進めていけば、国民の多くの所得（収入）情報が集まる。

法定調書制度の拡充が行われるまでの間は、

マイナポータルを活用して、本人が支払元などから情報を直接入手することが考えられる。

これを社会保障官庁と情報連携すれば、各種の給付を正確・迅速に受けられる「仕組み」「基盤整備」が出来上がる。給付の不要な高所得世帯を除外したり、プッシュ型給付も可能となる。

では、このような仕組みを活用し、どのようなセーフティネットを作るのか。筆者は、英国のユニバーサルクレジット（給付付き税

額控除）が参考になると考えている。この制度は、住宅手当、所得補助、求職者給付、雇用支援給付、勤労税額控除、児童税額控除の6種類の給付を統合し、毎月税務当局に報告される所得情報に基づき雇用年金省が対象者を把握しオンラインで給付を行う制度である。受給者には職業訓練の義務が課せられるなど、勤労を通じて自立を促す「ワークフェア」思想に基づくセーフティネットである。

わが国でも、職業訓練などを通じて人的資本の向上を図ることは、「新しい資本主義」の一丁目一番地の政策であり、英国の制度を参考に議論をしていく必要がある。デジタル・セーフティネット構築には、総理・官邸のリーダーシップの下で霞が関の縦割りを排し関係各省が協力する体制づくりが欠かせない。

連載

第187回

基盤整備
すすむデジタル・セーフティネットの

税制之理

森信茂樹

東京財団政策研究所研究主幹